

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		適合しないと認める旨の通知
根拠条例・規則名		建築基準法
条 項		第6条の2第6項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築行政課 (電話：048-829-1533)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	設定できません。 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断を せざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を 設けることが困難である。)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		